

むつ市議会第248回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和3年6月29日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第39号 むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第40号 むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第41号 むつ市宇田運動広場条例を廃止する条例
- 第4 議案第42号 財産の取得について
(むつ市役所脇野沢庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第5 議案第43号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第6 議案第44号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第7 議案第47号 令和3年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第8 議案第48号 財産の取得について
(むつ市消防団川内消防団第8分団配備の水槽付消防ポンプ自動車を、老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第9 議案第49号 財産の取得について
(老朽化した移動図書館車を更新するためのもの)
- 第10 議案第50号 工事請負契約について
(むつ下北未来創生キャンパス整備工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第11 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例等の一部を改正する条例)
- 第12 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第13 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

【議員提出議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第14 議員提出議案第3号 市長の専決処分事項の指定について
- 第15 議員提出議案第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第16 使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長報告

【特別委員会の設置】

第17 使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会設置及び付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21人）

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 佐藤 | 武 | 2番 | 工藤 | 祥子 |
| 3番 | 杉浦 | 弘樹 | 4番 | 東 | 健而 |
| 6番 | 佐賀 | 英生 | 7番 | 斉藤 | 孝昭 |
| 8番 | 山本 | 留義 | 9番 | 富岡 | 直哉 |
| 10番 | 村中 | 浩明 | 11番 | 鎌田 | ちよ子 |
| 12番 | 住吉 | 年広 | 13番 | 白井 | 二郎 |
| 14番 | 濱田 | 栄子 | 15番 | 佐藤 | 広政 |
| 16番 | 富岡 | 幸夫 | 17番 | 岡崎 | 健吾 |
| 18番 | 原田 | 敏匡 | 19番 | 佐々木 | 隆徳 |
| 20番 | 浅利 | 竹二郎 | 21番 | 佐々木 | 肇 |
| 22番 | 大瀧 | 次男 | | | |

欠席議員（1人）

| | | |
|----|----|----|
| 5番 | 野中 | 貴健 |
|----|----|----|

説明のため出席した者

| | | | | | |
|--|----|-----|----------------------|-----|-----|
| 市長 | 宮下 | 宗一郎 | 副市長 | 川西 | 伸二 |
| 教育長 | 阿部 | 謙一 | 公営企業 管業者 | 村田 | 尚 |
| 総務部長 | 吉田 | 真 | 総務部 市長室 | 千代谷 | 賀士子 |
| 企画政策 部長 | 松谷 | 勇 | 財務部長 | 吉田 | 和久 |
| 民生部長 | 杉澤 | 一徳 | 福祉部長 | 藤島 | 純 |
| 健康 づくり 推進部長 | 中村 | 智郎 | 健康 づくり 推進 監 | 木村 | 公子 |
| 子ども みどろ smile kids office にり所 | 菅原 | 典子 | 経済部長 | 立花 | 一雄 |
| 都市整備 部長 | 中里 | 敬 | 建設技術 部長 | 小笠原 | 洋一 |
| 川内庁舎 長 | 木下 | 尚一郎 | 大畑庁舎 長 | 伊藤 | 大治郎 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|------|------|-----|-----|------|-----|---------------------|------|------|-----|------|------|
| 協野沢 庁舎所長 選挙管理 委員局長 農委事務 局長部事 農委事務 局長部事 | 工藤和彦 | 工藤淳一 | 成田司 | 中村久 | 葛西信弘 | 菊池亘 | 水管理計者 監査委員 局長 | 野藤賀範 | 伊藤泰成 | 角本力 | 野坂武史 | 石橋秀治 |
| 上局民生 道長部事 務務主幹 部課幹 部課查 | | | | | | | 教育部長 務務課 部長 | | | | | |
| 総務主任 務務主 務務主 | | | | | | | 総務推進 課務課 部長 | | | | | |
| 総務主任 務務主 務務主 | | | | | | | 財政務課 部長 | | | | | |

事務局職員出席者

| | | | | | |
|------|------|----|----|------|------|
| 事務局長 | 佐藤孝悦 | 次長 | 長幹 | 中野敬三 | 野崎希子 |
| 総括主幹 | 櫻田誠 | 主任 | 幹任 | 堂浜 | 端 |
| 主任主査 | 井田周作 | | | | |

質疑、討論、採決

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、6月18日、濱田栄子議員より申出のありました一般質問における不適切な発言の取消しにつきましては、先ほど開催された議会運営委員会で会議録を精査の上、協議した結果、当該箇所についてこれを取り消すことに決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、6月16日に開催された議会運営委員会において、市長の専決処分事項の指定について及び安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書については、本日議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、6月18日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第13 委員長報告、

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第39号 むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例から、日程第13 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの13件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第39号、議案第43号、議案第44号、議案第48号から議案第50号及び報告第13号から報告第15号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。佐賀英生総務教育常任委員長。

（6番 佐賀英生議員登壇）

○6番（佐賀英生） 総務教育常任委員会に付託されました議案6件、報告3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第39号 むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、新型コロナウイルス感染症の定義として引用していた新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたことに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律からの引用に改めるものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第43号 青森県市町村職員退職手当

組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてありますが、理事者側から、本年、6月30日をもって十和田地区食肉処理事務組合が解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合理約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第44号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合理約の変更についてありますが、理事者側から、本年、6月30日をもって十和田地区食肉処理事務組合が解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合理約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第48号 財産の取得についてありますが、理事者側から、むつ市消防団川内消防団第8分団配備の水槽付消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第49号 財産の取得についてありますが、理事者側から、平成11年に製作され走行距離約10万キロとなっている移動図書館車を老朽化に伴い更新するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第50号 工事請負契約についてありますが、理事者側から、下北文化会館を大学キャンパス等として活用するためむつ下北未来創生キャンパス整備工事について工事請負契約を締結するものであり、契約方法は、指名競争入札、契約の金額は6億390万円、契約の相手方は、株式

会社大林組東北支店であると説明がありました。

これに対し委員から、指名競争入札における業者の指名について、むつ市外の業者である株式会社大林組東北支店を指名した理由について質疑があり、理事者側から、下北文化会館の建設を請け負った施工業者であり、その後も防水工事等の維持補修工事を手がけるなど、実績を有していたことから指名したものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、業者への発注方法についての質疑があり、理事者側から、発注の方法について、市内業者の育成、市内経済の活性化及び市内企業に受注の機会を提供したいということも含め、むつ市請負工事等業者指名審査会において協議し、市内の共同企業体のほか、当初建設した株式会社大林組東北支店も指名したものであるとの答弁がありました。

次に、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてありますが、理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、むつ市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、個人市民税における扶養親族の要件及び固定資産税に係る宅地等並びに当地の負担調整措置に係る改正等をしたものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてありますが、理事者側から、半島振興法関連省令の一部改正に伴い、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、固定資産税の不均一課税の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長するものであるとの説明がありましたが、委員から質疑等はありませんでした。

次に、報告第15号 専決処分した事項の報告及

び承認を求めることについてであります。理事者側から、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の関連省令の一部改正に伴い、むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、固定資産税の課税免除の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長するものであるとの説明がりましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第41号及び議案第42号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。東健而産業建設常任委員長。

（4番 東 健而議員登壇）

○4番（東 健而） 産業建設常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第41号 むつ市宇田運動広場条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、むつ市宇田運動広場の機能を転換し、隣接する宇田児童公園と共に一体的な都市公園として管理するため、本年7月1日をもって廃止するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、現在の利用状況と維持管

理についての質疑があり、理事者側から、利用申請書等がないため利用状況は把握していないが、大湊ネブタの際に利用されている。また、年数回シルバー人材センターに委託して清掃や草刈りを行っているとの答弁がありました。

次に、議案第42号 財産の取得についてであります。理事者側から、むつ市役所脇野沢庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、脇野沢庁舎に配備されている除雪ドーザの台数と更新する除雪ドーザを使用する路線についての質疑があり、理事者側から、脇野沢庁舎には3台配備されており、使用する路線は新井田から寄浪方面を除雪するものであるとの答弁がありました。

また別の委員から、重機の購入にかかる交付金について質疑があり、理事者側から、今回の更新は積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく国の交付金を受け、交付基準は3分の2の補助となっており、この交付金の対象となるものとしてはバス路線や公共施設等の主要施設を結ぶ路線であれば補助対象となる。それ以外については昨年度小形ロータリ除雪車を購入した際の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金や電源立地地域対策交付金などを活用しているほか、起債を活用して購入しているとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第40号及び議案第47号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。浅利竹二郎民生福祉常任委員長。

（20番 浅利竹二郎議員登壇）

○20番（浅利竹二郎） 民生福祉常任委員会に付託

されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第40号 むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、これまで新型コロナウイルス感染症の定義として引用していた新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2が削除されたことに伴い、汎用性の高い形で当該感染症の定義を規定している感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を引用するよう改めたものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、改正による影響について質疑があり、理事者側から、引用する根拠法令を改めるものであり、実際の具体的な運用などには全く影響は無いとの答弁がありました。

次に、議案第47号 令和3年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、介護保険制度の改正に伴い、介護保険事務処理システムの改修が必要となったため、588万5,000円を増額するものであり、これにより歳入歳出予算の総額を66億9,608万2,000円にするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、介護保険料の増額により介護保険事務処理システムを改修するののかとの質疑があり、理事者側から、介護保険料の増額に伴うものではなく、主な理由として、高額介護サービス費の利用者負担の上限額が2段階追加とな

り、その所得を判定するため、改修するものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、介護保険事務処理システムの改修は、これまで何回行っているのかとの質疑があり、理事者側から、ほぼ毎年のように改修しており、今回は介護保険制度の改正が年度途中の令和3年8月1日施行のため、補正対応となるものであるとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時35分まで暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました10議案、3報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第39号

○議長（大瀧次男） まず、議案第39号 むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第40号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第40号 むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第41号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第41号 むつ市宇田運動広場条例を廃止する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第42号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第42号 財産の取得について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市役所脇野沢庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第43号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第43号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第44号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第44号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合理約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第47号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第47号 令和3年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第48号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第48号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市消防団川内消防団第8分団配備の水槽付消防ポンプ自動車を、老朽化に伴い更新

するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第49号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第49号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、老朽化した移動図書館車を更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第50号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第50号 工事請負契約について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ下北未来創生キャンパス整備工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第13号

○議長(大瀧次男) 次は、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例等の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第14号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求められます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第15号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求められます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は委員長報告のとおり承認されました。

◎日程第14～日程第15 議員提出議案

一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第14 議員提出議案第3号 市長の専決処分事項の指定について及び日程第15 議員提出議案第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の2件を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第3号 市長の専決処分事項の指定について、提出者から提案理由の説明を求めます。6番佐賀英生議員。

(6番 佐賀英生議員登壇)

○6番(佐賀英生) ただいま上程されました議員提出議案第3号 市長の専決処分事項の指定についての提案理由を申し上げます。

初めに、先般、むつ市議会第247回定例会におきまして、市の債権の管理の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的とした「むつ市債権管理条例」が、賛成多数により可決され、令和3年4月1日から施行されております。

本案は、地方自治法第180条第1項及びむつ市債権管理条例第7条の規定に基づき、市長より、債権の迅速かつ効果的な回収を図るため、地方自治法第96条第1項第12号に規定する議会の議決を要する事項の訴訟手続のうち、1件100万円以下の債権に係る訴えの提起、和解及び調停について市長の専決処分事項として指定を受けたい旨の申し入れがありましたので、これらを新たに指定しようとするものであります。

議会の権限に属する事項を新たに市長の専決処分事項として指定することにより、むつ市債権管理条例において明確化された徴収手続と、1件100万円以下の回収することが困難な債権を、市長の権限において放棄することができることと合わせて、一連の事務手続の体制が整備され、個別の様々な事情や実情に応じて、迅速かつ適切な債権管理が図られるものとなるものであります。

また、むつ市議会第247回定例会における「むつ市債権管理条例」の議案質疑におきまして、「手続等については、その方と交渉しながら、順次納付についての相談を行い、また調査により納付が可能かどうかを把握した上で、様々な事情に応じて個々に対応していく」旨の答弁がありましたことから、このことも含め、総合的に判断し、市長が専決処分できる事項として新たに指定するため、賛同する議員19名をもって、提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第3号の提案理由であります。議員の皆様方のご理解とご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(大瀧次男) これで提案理由の説明を終わります。

次に、議員提出議案第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。2番工藤祥子議員。

(2番 工藤祥子議員登壇)

○2番(工藤祥子) 日本共産党の工藤祥子です。会議規則第14条の規定に基づき、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案について提案いたします。

新型コロナウイルス感染症の闘いのさなかにある今日、過去の感染症の歴史を改めて受け止め、今後も必ず発生するだろうと警鐘を鳴らす専門家の発言を重く受け止めるべきと考えています。特に医師不足をはじめ、看護師、介護士等のスタッフ不足、診療報酬、介護報酬の連続的縮減、感染症病床が1999年比20年間で45%も縮小、また保健所の数も30年弱で半分に縮小という中で襲われた今回の新型コロナウイルス感染症拡大は、医療崩壊をはじめ深刻な影響を広めています。

最前線の現場で必死の奮闘を続けている皆さん方の個々の努力や責任感、使命感だけではどうにもならないという声を聞くにつけ、この間の教訓を踏まえ、地域や地方議会から声を上げて、国民が安心して暮らせる社会のために、医療、介護、保健衛生施策の充実が必要であるとの思いで、議員提案をすることにしました。

この意見書の趣旨で署名運動も取り組まれており、全国で5月20日現在で36万筆を超えています。自治体での意見書採択は192、県内自治体は南部町、階上町、東北町、三戸町、五戸町で、これから審議という議会も多数あると思います。国会で

の紹介議員は135人、これからも増えていくのではと期待しています。

そこで、以下、意見書案の本文を読み上げて、提案理由といたします。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、以下の事項について要望いたします。

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保をおこなうこと。

2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職等を大幅に増員すること。

4. 保健所の増設・保健師等の増員等公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大瀧次男） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議員提出議案第3号及び議員提出議案第4号については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議案熟考及び議事整理のため、午前11時30分まで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました2議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議員提出議案第3号

○議長（大瀧次男） まず、議員提出議案第3号市長の専決処分事項の指定についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

1 番佐藤武議員。

○1番（佐藤 武） 確認も含めて質疑をしたいと思えます。3点お願いします。

1点目、むつ市債権管理条例第7条を含むもの、あるいはそれに基づいた提案であると考えていいのですか。

2点目、軽微な事案と考えられているようですが、100万円を上限とした理由及び根拠は何でしょうか。

3点目、二元代表制の基本から考えると、個別に議会の承認を得るという方法が議会の本道ではないかと思えますが、どうお考えでしょうか。

以上です。

○議長（大瀧次男） 6番佐賀英生議員。

○6番（佐賀英生） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

まず、1点目のむつ市債権管理条例第7条を含むものに基づいた考えかということで、そのとおりでございます。これは、むつ市債権管理条例7条に基づきまして、地方自治法第180条第1項に規定されております市長の専決処分の指定について市長からの依頼があったものでございます。

2点目につきまして、軽微な事案と考えているのですが、100万円を上限とした根拠は何かということでございますが、地方自治法第96条第1項第12号に規定する和解及び同項第13号に規定する損害賠償の額を定める場合で、1件当たり100万円以内というものがございます。それに準じたものと、むつ市債権管理条例の第13条におきまして、市長が債権及び損害賠償金等を放棄することができる金額を100万円以下とすることが規定されておりますことから、このような100万円という数字にしたものでございます。

3番目の二元代表制の基本から考えると、個別に議会の承認を得るという方法が本道ではないかと思うが、どう考えるかということですが、私が代表ですので、私の考えたことを言わせていただ

くとすれば、債権管理というのは迅速に対応しなくてはいけない、そのように考えております。また、今日の状態を鑑みれば、コロナウイルスの関係でいつぞや終息するか分からない状況において、むつ市債権管理条例第13条の規定に基づき、100万円以下の債権においては市長の判断により放棄できることも可能となっておりますことから、専決処分の指定にすることにより、債権管理体制が整備されるとともに、適切な事務が行われるものと考えております。

地方自治法第180条2項により、市長は議会への報告業務を有するほか、100万円を超える訴えの場合、和解及び調停については、議決事項であり、全てを委任するわけではございません。繰り返しますが、100万円以下の、軽微という言葉が正しいかどうかは別といたしまして、そちらのほうの専決ということでございますので、何とぞご理解をいただきたく思っております。

○議長（大瀧次男） これで佐藤武議員の質疑を終わります。

これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。1番佐藤武議員。

(1番 佐藤 武議員登壇)

○1番(佐藤 武) 議員提出議案第3号 市長の専決処分事項の指定についてに対する反対討論を行います。

専決処分の上限額は、市の財政科目から見れば軽微なものであるかもしれませんが、市民の感覚としては、100万円といえばそれほど軽微なものという感覚はないと思います。法定されている上限というのもありますので、それは尊重されてしるべきかなと思っています。

また、さきに可決されたむつ市債権管理条例は、非強制徴収公債権及び私債権に対して、強制徴収債権と同様に強制力を持たせることが可能な条例であり、例として、本人はもとより市営住宅の利用料や奨学金の貸与等、その連帯保証人及び保証人にも影響が及ぶ可能性があることから、反対意見を述べました。本提案は、それを具体化するものです。強制徴収公債権と非強制徴収公債権及び私債権を含むものとなっています。

さらに、先ほども申し上げましたが、二元代表制が健全に働くためには、市長の専決処分事項をなるべく広げず、議会に提案して、その都度議決を得ることが本道ではないかと考えています。

以上の点から本議案について反対いたします。

○議長(大瀧次男) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議員提出議案第3号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者17人、起立しない者3人)

○議長(大瀧次男) 起立多数であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議員提出議案第4号

○議長(大瀧次男) 次は、議員提出議案第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で議員提出議案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者3人、起立しない者17人)

○議長(大瀧次男) 起立少数であります。よって、議員提出議案第4号は否決されました。

◎日程第16 委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(大瀧次男) 次は、日程第16 使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長報告を行い

ます。

使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長の報告を求めます。齊藤孝昭使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長。

(7番 齊藤孝昭議員登壇)

○7番(齊藤孝昭) 本委員会に付託された、むつ市議会第155回臨時会(令和2年1月21日)付託事件(1)使用済燃料中間貯蔵施設に関する新税について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、令和2年1月21日組織会から令和3年3月19日までの計10回の委員会を開き、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

初回の令和2年1月21日及び2回目の2月13日の審査では、理事者側より、新税に関する市の検討状況及び特定納税義務者となるリサイクル燃料貯蔵株式会社との協議状況について説明がなされ、また、2月13日にはリサイクル燃料備蓄センターの現状把握を目的とした現地視察も行いました。

第3回目の3月11日及び第4回目の3月18日の審査では、付託事件審査のほか、すでに第156回臨時会において委員長報告を行ったとおり、むつ市使用済燃料税条例についての議案審査を行い、「第12条に規定されている減免措置の実際の運用にあたっては、事業者の経営状況の正確な把握に努め、過重な負担となることのないよう、最大限真摯に対応することを要望する」旨の附帯決議と共に、原案のとおり可決いたしました。

第5回目の6月19日及び第6回目の8月28日の審査では、むつ市使用済燃料税の課税に向けた、リサイクル燃料貯蔵株式会社との協議の進捗状況について報告がなされ、第7回目の10月30日の審査では、この協議において、「新税を通じて、しっかりと地元業者としての責務を果たしていく」

と、一定の合意に至ったとの報告がなされたところであります。

その後、第8回目の12月18日及び第9回目の令和3年3月19日の審査では、第7回目の審査以降の経過について報告がなされたところでありますが、課税に向けた協議に目立った進捗がみられないこと、また、本委員会での議論の内容が新税の協議を超え、広範になる可能性があることから、むつ市議会内において、本委員会の方向性について協議がなされたところであります。

これを踏まえ、第10回目となる6月14日の委員会では、本委員会の付託事件である新税について、これに関連する事業者及び総務省との協議の進捗を引き続き調査する必要性はあるものの、中間貯蔵施設を取り巻く情勢の変化等により、本委員会での議論が、設置当初の使用済燃料中間貯蔵施設に関する新税、すなわちむつ市使用済燃料税に関する内容だけにとどまらず、使用済燃料中間貯蔵事業全般について議論が及ぶ可能性がある現状を踏まえ、この後に設置が予定されております、本委員会の付託事件を包含する新たな特別委員会に議論の場を移し、発展的解消をすることを決定いたしました。

なお、審査の過程で出されました質疑等につきましては、全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

以上で、使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会の審査報告を終わります。

○議長(大瀧次男) これで使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長の報告を終わります。

ただいまの使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長報告については、この後質疑等を行いますが、ここで議事整理のため、午前11時55分まで暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前 1 1 時 5 5 分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

ただいまの使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長報告を了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり了承することに決定いたしました。

お諮りいたします。これで使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会での調査を終了し、これを廃止することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会での調査を終了し、これを廃止することに決定いたしました。

◎日程第17 使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会設置及び付託

○議長（大瀧次男） 次は、日程第17 使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会設置及び付託を議題といたします。

本件につきましては、先ほどの使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長報告のとおり、使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会の調査を継承しながらも、使用済燃料中間貯蔵事業全般についての議論を可能とするため、同委員会及び会派代表者会議において、設置の必要性について検討がなされてきたものであります。

そのため本件は、1、むつ市使用済燃料税について、2、使用済燃料中間貯蔵施設に関する立地協定及び貯蔵計画等について、3、使用済燃料中間貯蔵施設に関する安全協定及び事業開始に向けた今後の行程等について審査及び調査するため、全議員22名で構成する使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会を設置し、これに付託の上、審査及び調査が終了するまで閉会中の継続審査に付することにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、1、むつ市使用済燃料税について、2、使用済燃料中間貯蔵施設に関する立地協定及び貯蔵計画等について、3、使用済燃料中間貯蔵施設に関する安全協定及び事業開始に向けた今後の工程等について審査及び調査するため、全議員22名で構成する使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会を設置し、これに付託の上、審査及び調査が終了するまで閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配信しております使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配信しております使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 零時17分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会において、委員長に富岡幸夫議員、副委員長に佐々木肇議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本定例会に付議された事件は全て議了し、議事は全て終了いたしました。

以上で、むつ市議会第248回定例会を閉会いたします。

午後 零時17分 閉会